

災害廃棄物対策室

1、近年の自然災害における災害廃棄物対策

近年、全国各地で自然災害が発生している。各災害において被害が大きかった市町村の片付けごみ等の収集・運搬及び処理等で御支援いただき、感謝申し上げます。今後も災害が発生した際には、全国都市清掃会議の協力もいただきつつ、支援を要させていただく、その際には御協力をお願いしたい。

また、環境省では、得られる教訓等を今後の対策に活かすため、災害廃棄物処理に関する実績や取組事例、得られた教訓等について整理し、関係者への情報共有を行うとともに、今後の災害廃棄物対策へのフィードバックを行うこととしている。各地方公共団体において災害廃棄物対策を検討される際に御活用いただきたい。

(1) 平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害

29年6月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び平成29年台風第3号により、福岡県朝倉市及び東峰村、大分県日田市を中心に甚大な被害が発生した。

環境省は発災翌日から地方環境事務所職員に加え、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の専門家を現地に派遣し、技術的な支援を実施した。平成28年熊本地震の教訓を活用し、全国都市清掃会議の協力を得て、初動時における片付けごみの収集を円滑に実施するため、京都市や福岡市、北九州市等から片付けごみの収集支援を行うとともに、福岡市や北九州市等においては片付けごみの一部を各自治体の一般廃棄物処理施設において焼却処理を行う等の支援を行った。

東峰村では災害廃棄物の処理が完了し、現在、朝倉市や日田市において、損壊家屋の撤去及び災害廃棄物の処理が行われている。流木の処理については、福岡県が二次仮置場を設置して処理を行っている。

今般の対応状況等については、環境省ホームページ（下記 URL）に掲載しているので、適宜御参照されたい。

<参考資料>

平成 29 年 7 月九州北部豪雨における災害廃棄物対策について

http://kouikishori.env.go.jp/archive/h29_suigai/

(2) 熊本地震

平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震においては、熊本県を中心に甚大

な被害が発生した。環境省は、発災翌日朝に九州地方環境事務所に災害対策本部を設置するとともに、同日のうちに環境本省災害廃棄物対策室及び九州地方環境事務所以外の4事務所から環境省職員6名、D.Waste-Netを活用して専門家4名、計10名を現地に派遣した。また、政府・現地対策本部にも職員を派遣し、政府一丸となった支援体制を構築した。

初期対応では、公衆衛生・生活環境の保全の観点から、発災後も継続的に発生する避難所ごみを含む生活ごみやし尿、被災家屋等から短期間で大量に排出される片付けごみの対応への支援を行った。廃棄物処理施設の損傷等により、生活ごみや片づけごみの収集、処理が滞った熊本市、益城町等に対して、県内はもちろん、県外の自治体や民間事業者からごみ収集車や人員を派遣いただき、収集体制を確保するとともに、生活ごみの一部を県外の一般廃棄物処理施設に搬出し、処理を実施した。その後、進捗に応じて現地体制を柔軟に変更し、損壊家屋等の撤去に伴って発生する廃棄物の対策に関する技術的・財政的支援を実施した。

熊本県が策定した災害廃棄物処理実行計画に基づき、着実に解体及び処理が進められ、目標とする発災から2年での処理をほぼ完了した。現在、マンション等大型物件の一部や山腹崩壊で立ち入れない物件等の解体及びこれらによって発生する災害廃棄物の処理が残されており、環境省としても継続的に支援している。

今般の対応状況等については、環境省ホームページ（下記URL）に掲載しているので、適宜御参照されたい。

<参考資料>

平成28年熊本地震における災害廃棄物対策について

http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/

2. 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正等

東日本大震災や近年の災害における経験を踏まえ、大量に発生する災害廃棄物について円滑かつ迅速な処理を実現し、災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防止するため、平成 27 年に法制度の充実を行った（平成 27 年 8 月 6 日施行）。

廃棄物処理法の改正により、災害廃棄物処理に係る基本理念の明確化、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る手続の簡素化等の規定を追加するとともに、同法施行令及び施行規則を改正し、非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準の緩和等の規定を追加した。また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、大規模災害時における環境大臣による災害廃棄物の処理に関する指針の策定及び廃棄物処理の代行等の措置規定を追加した。詳細は以下参照。

（1）廃棄物処理法の改正

廃棄物処理法の改正として、平時の備えを強化するための関連規定と、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置を整備した。

① 平時の備えの強化

平時の備えの強化としては、具体的には以下の規定を整備しており、地方自治体におかれては、災害が発生した場合における円滑かつ迅速な処理の確保のため、これらの規定を活用いただきたい。

（ア） 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化

災害により生じた廃棄物の処理に当たっても、平時と同様、生活環境の保全及び公衆衛生の支障を防止し、適正な処理を確保すること、また、分別、再生利用等により減量化が図られるよう配慮すること。

（イ） 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化

災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるためには、被災自治体、地元の事業者、専門家や国が緊密に連携した上で対処することが求められる。このため、災害時における廃棄物処理に関わる関係者の適切な役割分担及び連携・協力に係る責務を規定した。

（ウ） 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充 廃棄物処理法第 5 条の 2 に基づき環境大臣が定めることとなっている

「廃棄物の減量その他その適切な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に記載すべき事項として、新たに災害時における関連施策の推進と施設整備に係る事項を追加した。また、同法第 5 条の 5 に基づき都道府県が定めることとなっている「廃棄物の減量その

他その適切な処理に関する計画」についても、新たに災害時における事項を追加した。

② 非常災害時の廃棄物処理の特例

非常災害時における廃棄物処理に関する特例措置として、政省令改正も含め、具体的に以下の規定を整備している。

(ア) 非常災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例

市町村が、災害が発生した場合に設置することを予定している一般廃棄物処理施設について、あらかじめ都道府県知事に協議し同意を得ておけば、非常災害が発生した際に、通常は必要な届出後の都道府県知事による基準適合の審査を経ずに施設を設置することができること。

本特例措置の適用には、市町村の条例改正（生活環境影響調査の結果を公衆の縦覧に供する場所の変更や期間の短縮等）が必要である。なお、条例改正を行っている先行事例として、広島市・熊本市・藤沢市・静岡市・浜松市等がある。

(イ) 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例

市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者が受託した廃棄物の処分のために設置する一般廃棄物処理施設については、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合と同様に、都道府県知事への届出のみでよいこと。

(ウ) 非常災害時における産業廃棄物処理施設の活用に関する特例

産業廃棄物処理施設において、その産業廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を処理しようとするとき、平時はあらかじめ届け出ることが必要だが、非常災害時において、災害対応のために必要な応急措置として実施する場合は、この届出が事後となってもよいこと。

(エ) 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の特例（施行令改正）

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準において、一律に再委託が禁止されているところ、被災した市町村の事務負担を軽減することによって災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、非常災害時において、市町村が非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するときに、市町村及び市町村から委託を受けた者が、環境省令で定める基準（※）を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができること。

(※) 再委託基準

- ① 日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又再生を委託しないこと。
- ② 再受託者（受託者が市町村からの受託業務を委託する者）が次のいずれにも該当すること。
 - ・委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、

- かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること
- ・ 欠格要件に該当しないこと
 - ・ 再受託者が受託業務を更に他者に委託（再々委託）しないこと
 - ・ 一次委託契約書に再受託者となることが記載されていること
- ③ 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- ④ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託する際は、その収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ⑤ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと

（１） 災害対策基本法の改正

災害対策基本法の改正においては、大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する環境大臣による指針の策定を法定化するとともに、大規模な災害時の環境大臣による処理の代行措置を整備した。

今般の改正においては、大規模な災害が生じ、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要であるとして、その災害が政令で指定された場合、環境大臣が当該災害により発生した廃棄物の処理の指針を定めることとした。

また、特別措置法で規定していた環境大臣による廃棄物処理の代行について、大規模な災害が起こった場合の廃棄物処理の特例措置として追加することとした。具体的には、市町村機能が著しく損なわれるような規模の災害が発生した場合、既に規定している廃棄物処理の特例や近隣自治体への事務委任によってもなお、廃棄物の処理が滞ることも想定されるため、被災市町村からの要請に基づき、一定の要件に該当する場合に環境大臣が廃棄物処理の代行をすることとした。

3. 自治体における災害廃棄物対策及び各種支援

(1) 自治体による災害廃棄物の処理に関する計画の策定

東日本大震災以降も毎年全国各地で大規模な災害が起きている。これらの災害では、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、その被災状況を鑑み、環境省職員やD.Waste-Net を活用して専門員を被災地に派遣し、仮置場を巡回して分別方法について助言するなどきめ細かい対応を行ってきた。さらに災害廃棄物対策推進検討会等において、災害廃棄物処理実績を検証し、具体的な災害廃棄物処理計画の策定（発災時において各自治体に対応体制の構築、仮置場の確保、分別の徹底、民間事業者を含めた処理先の確保、他部局及び近隣自治体との連携等の必要事項をとりまとめたもの）等の事前の備えを進めておくことの重要性が示された。

しかしながら、市町村及び都道府県の災害廃棄物処理計画の策定率（一般廃棄物処理計画や地域防災計画とは別に単独で策定されている率）は低い（都道府県：57%、市町村：24%（平成29年3月末時点））。また、首都直下地震のように首都機能が低下し環境本省や本省職員が被災した場合、南海トラフ巨大地震のように被害が広範囲に及ぶ場合、大規模災害が複数の地域で同時期に発生した場合など、国や都道府県による（特に初動期の）支援が全ての被災自治体に対して一律に行うことが困難な状況になることも十分考えられる。

日本国内どの地域においても、大規模災害が発生するおそれがあると認識し、各自治体において早急に対応いただきたい。

災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、平成28年熊本地震等の教訓に基づき改定を行った、災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月29日付災害廃棄物対策室事務連絡により通知）を活用されたい。

なお、各種技術資料・参考資料についてはウェブサイトに掲載しているので、積極的に活用されたい。

<参考資料>

災害廃棄物対策指針

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/index.html>

(2) 自治体向けの災害廃棄物対策に係るモデル事業の実施

自治体への災害廃棄物対策の実施状況に関するアンケート調査結果を踏まえ、国土強靱化のさらなる推進のため、自治体の災害廃棄物対策の推進のためのモデル事業を平成27年度から実施している。平成27・28年度は災害廃棄物処理計画策定や処理困難物対策のモデル事業を実施し、平成29年度は計

画策定と処理困難物対策に加え、都道府県を対象に図上演習の実施に関するモデル事業を実施した。平成 30 年度も、自治体の災害廃棄物対策の推進のためのモデル事業を実施する予定である。

モデル事業の実施により得られたノウハウや自治体が災害廃棄物対策を実施する上での課題への対応策について、事例発表会や地域ブロック協議会等において、関係者に周知している。各都道府県及び各市町村におかれては、モデル事業の活用を含めて災害廃棄物対策について、幅広く管轄の地方環境事務所に相談いただきたい。

(3) 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時においては、災害廃棄物処理のみならず、通常的一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。

このため、各市町村におかれては、平時の備えとして、災害時において市町村（市町村自らのほか、市町村の委託を受けた者（委託業者）や市町村の許可を受けた一般廃棄物処理業者（許可業者）を含む）が一般廃棄物処理（収集・運搬及び処分・再生）事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画を検討し、一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等に反映するとともに、組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な取組をお願いしたい。

平成 28 年 9 月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」においても、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性確保に関する取組の必要性を明記したところであり、改めて御確認いただきたい。

熊本地震においては、主要な廃棄物処理施設の損傷等により、生活ごみやし尿、片づけごみの収集・運搬、処分が喫緊の課題となった。熊本地震では、被災市町村が県外等の市町村等や一般廃棄物処理業者・民間事業者の支援も受けて対応を行ったが、例えば、人口の多い大都市で主要な廃棄物処理施設が被災した場合、公衆衛生・生活環境の悪化により深刻な事態が発生することも懸念される。

このため、災害により主要な廃棄物処理施設の損傷に伴う機能停止が懸念される市町村におかれては、災害時に当該処理施設が活用できない事態も想定し、一般廃棄物処理の事業継続を確保するための対応策をあらかじめ検討・策定するようお願いしたい。

<参考資料>

地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン

http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/jyuen_guidelines.pdf

大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/H28tebiki.pdf>

市町村のための業務継続計画作成ガイド

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/H27bcpguide.pdf>

(4) 災害等廃棄物処理及び処理施設災害復旧事業の補助制度に係る事務処理

近年、台風や集中豪雨等の大規模な災害により大量の廃棄物が発生する災害が多発している。環境省では、こうした災害のために市町村等が実施する災害等廃棄物の処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に要する費用に対し2分の1の国庫補助を行っているが、災害等廃棄物処理について平成28年度は約73市町村において約728億円（国庫補助金ベース）、平成29年度は約45市町村において約66億円（同）の予算が措置された。災害の発生状況はその年により異なるため、単純な比較はできないものの、近年増加傾向にある。

こうした災害廃棄物等に係る財政的支援の活用にあたっては、各市町村より被災の報告をいただき、環境省及び管轄の財務局の立会のもと、災害査定を行うこととなるが、災害査定にあたっては、当該事業の必要性はもとより、経理資料等が十分整っているかについても審査を行うこととなる。

補助金申請に必要となる報告書等の作成にあたっては、市町村等の実務担当者から「どのように事務手続きを行うのか」「〇〇は補助対象となるのか」等の質問が寄せられることが多々ある。そのため、こうした実務担当者の声を形にするべく、平成26年6月、自治体担当者向けの「災害関係業務事務処理マニュアル」を整備し、各都道府県を通じ市町村等に対し周知している。

今後とも災害時の廃棄物処理等に関しては被災地の市町村や都道府県と連絡を密にし、環境省としてもできる限りの支援を行っていく考えであるので、各都道府県におかれては、管内市町村における、災害廃棄物の処理や廃棄物処理施設の復旧等に当たり、これらの資料も参考にしつつ、幅広く管轄の地方環境事務所に相談いただきたい。

<参考資料>

災害関係業務事務処理マニュアル

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/index.html>

(5) 災害廃棄物対策における情報の集約、発信サイト

東日本大震災をはじめとする過去の大規模な災害において得られた災害廃棄物処理に係る知見や技術は、今後の対策を検討する上で有用な情報源となるため、「災害廃棄物処理情報サイト」において集約し発信している。具体的には東日本大震災のアーカイブや発出した通知や大規模災害時の廃棄物処理対策に関する情報や自治体向けの説明会や講習会に関する情報を発信した。今後、関連情報の集約をさらに図っていく。

<参考資料>

災害廃棄物処理情報サイト

<http://kouikishori.env.go.jp/>

災害廃棄物情報プラットフォーム（国立環境研究所）

<https://dwasteinfo.nies.go.jp/>

(6) 循環交付金を活用した廃棄物処理システムの強靱化

循環型社会形成推進交付金においては、後述するとおり、平成26年度より、「高効率エネルギー利用」及び「災害廃棄物処理体制の強化」の両方に資する包括的な取組を行う施設に対して、交付率1/2の交付対象を重点化した。

これは、廃棄物処理施設を、地域の防災拠点として、災害時には自立稼働して地域の災害廃棄物を受け入れ、災害廃棄物の処理に伴い発生するエネルギーを高効率に回収し、公共施設や避難所等に電気・熱を供給できるインフラとし、廃棄物処理システムの強靱性を確保することを念頭に置いたものである。

各都道府県におかれては、同交付金の活用等を通じて、廃棄物処理施設の強靱化、災害拠点化が図られるよう、管下市町村への周知、働きかけをお願いしたい。

(7) 地域ブロック協議会等における取組

地域の災害廃棄物対策を強化するために、地方環境事務所が中心となり全国8か所に地域ブロック協議会を設置し、都道府県や主要な市町村、地域の民間事業者や有識者等の参加の下、都道府県の枠を超えた地域ブロック内の実効性のある災害廃棄物処理の枠組みの構築を進めている。また、セミナーやワークショップ等を開催し、自治体の災害廃棄物処理計画策定の支援や人材育成、災害廃棄物対策に関する最新の情報提供・共有を継続している。

さらに、大規模災害も想定した平時からの備えとして、災害廃棄物の発

生量の想定や地域ブロックにおける廃棄物処理に係る計画や対策等の検討を行っており、平成 27 年 11 月に策定した「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を活用し、全ての地域ブロックにおいて、災害廃棄物対策行動計画を策定した。今後は、必要に応じて行動計画の見直しを実施していく予定である。

各都道府県及び各市町村におかれては、地方環境事務所が中心となって設置した協議会等において、行動計画の策定や必要な訓練等が実施されるよう引き続き御協力をお願いしたい。

<参考資料>

大規模災害時廃棄物対策北海道協議会

http://hokkaido.env.go.jp/recycle/post_27.html

東北地方災害廃棄物対策ブロック協議会

<http://tohoku.env.go.jp/recycle/index.html>

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

<http://kanto.env.go.jp/post.html>

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

http://chubu.env.go.jp/recycle/mat/r_8.html

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会

http://kinki.env.go.jp/recycle/web_2.html

災害廃棄物中国ブロック協議会／災害廃棄物四国ブロック協議会

http://chushikoku.env.go.jp/recycle/mat/m_7_1.html

大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会

http://kyushu.env.go.jp/recycle/post_7.html

(8) 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)

国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワーク(有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等から構成)を平成 27 年 9 月 16 日に発足し、平成 29 年 1 月 17 日に一般廃棄物処理業界団体や(公社)日本ペストコントロール協会等を追加し、体制を強化している。

D. Waste-Net は、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑に行われるよう、平時、発災時の各局面において支援活動を行うこととしている。具体的には、発災時には、初動対応における災害廃棄物処理体制の構築や処理困難物等に関する技術的助言、復旧・復興対応における災害廃棄物量の推計や災害廃棄物処理実行計画の策定支援等を行い、また、平時には自治体による災害廃棄物

処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援を行うこととしている。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、茨城県や栃木県にて自治体の支援活動を正式発足の直前から実施した。さらに平成 28 年熊本地震、平成 29 年九州北部豪雨等においても、現地で支援を実施した。

また、D.Waste-Net の平時の取組として、(国研) 国立環境研究所に「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」を策定いただいた。本ガイドブックは、災害廃棄物分野における人材育成の基本的な考え方を取りまとめた「総論編」と、ワークショップ型研修を災害廃棄物分野で実践する上での留意点や設計の考え方等を示した「ワークショップ型研修編」が策定されている。各都道府県及び各市町村におかれては、災害廃棄物分野の人材育成の戦略や事業を主体的かつ効果的に考えるための手引きとして、御活用いただきたい。

<参考資料>

D.Waste-Net サイト

http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/d_waste_net.html

災害廃棄物に関する研修ガイドブックサイト (国立環境研究所)

<https://dwasteinfo.nies.go.jp/cd/index.html>

4. 大規模災害発生時における災害廃棄物対策に関する検討について

(1) 国土強靱化に係る動向

国土強靱化に関する施策の策定、推進に当たっては、平成25年12月4日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立し、平成26年6月3日には「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。同計画において、廃棄物処理については「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、推進方針として以下を示している。

- (ア) 自立稼働可能なごみ焼却場の老朽化対策とあわせた自家発電設備の設置等も含めた計画的な廃棄物処理施設の更新、広域的な処理体制の確保、災害廃棄物を仮置き等するためのストックヤードの整備、災害時に有効な資機材等の確保等を行うことにより、地域ごとに関係者が連携した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築に向けた対策を推進するとともに、災害時においても汚水の適正処理を実施する体制を構築する。また、これらの実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図る。
- (イ) 災害発生時における有害物質の排出・流出等により、環境汚染及び国民の健康被害が生じることがないように、有害物質の貯蔵状況等に関する情報共有、有害物質排出・流出時における監視・拡散防止等について、関係府省庁と地方公共団体が連携して的確に対応する体制を構築・維持する。

また、国だけではなく、地域においても、直面する様々なリスクに対して、重点化・優先順位付けを行いながら、地域計画を策定し、国と同様にPDCAサイクルを回しながら、効率的・効果的に国土強靱化施策を推進することが重要とされている。その指標として、重要業績指標 KPI (Key Performance Indicators) が設定されている。これは、国土強靱化基本計画に示されている、起きてはならない最悪の事態を回避する施策及びその進捗状況を示す指標であり、各事態を回避するための施策群(プログラム)ごと及び施策分野ごとに総合的な評価を行うためのものである。その中で、災害廃棄物対策に関係のある指標は5つとされており、それぞれ下表のように平成30年度の目標が設定されている。

現在、内閣官房国土強靱化推進室において、次期国土強靱化基本計画検討

のために施策や指標について見直しを実施しているところである。

また、国土強靱化基本計画に基づき毎年度策定される「国土強靱化アクションプラン」においては、同計画に定められた各種指標に係る進捗状況の把握・評価が行われており、「国土強靱化アクションプラン2018」（平成30年6月5日国土強靱化推進本部決定）では、平成29年3月末時点の実績値（下表参照）が公表されている。

表 災害廃棄物対策に係る重要業績指標 KPI

仮置場整備率	仮置場の確保や候補地の選定に関する検討を行っている市町村の割合	50% (H29)	→	70% (H30)
ごみ焼却施設における災害時自立稼働率	中核市以上が保有する当該施設において外部供給が絶たれた状況でも施設の稼働が確保できる施設を災害時自立稼働施設として見なした当該施設全体における災害時自立稼働率	20% (H28)	→	50% (H30)
災害廃棄物処理計画の策定率 (市町村)	市町村における単独の災害廃棄物処理計画の策定状況	24% (H29)	→	60% (H30)
廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発 (市町村)	教育・訓練を行っている自治体の実施率	10% (H29)	→	60% (H30)
有害物質把握実施率	災害時における有害物質の流出・漏洩に伴う有害廃棄物対策に関する検討を行っている割合	50% (H29)	→	100% (H30)

（2）環境省における検討

大規模な災害は、その被災地域が都道府県内にまたがる、また隣接する都道府県間のみでは必要な対応が行えない等により、通常災害とは次元の異なる対応が必要となる。このため、国、都道府県、市町村、民間事業者等の各主体が平時から備えておくべき大規模災害特有の事項について、関係者が一丸となって対策を行っていくことが重要である。

i) 災害廃棄物対策推進検討会

平成 28 年度から新たに災害廃棄物対策推進検討会を開催し、災害発生時における廃棄物対策について総合的な検討を進めている。

平成 29 年度は、① 災害廃棄物対策指針の改定、② 全国各地で発生した非常災害を中心に災害廃棄物処理に関する実績の蓄積・検証、③ 災害時の廃棄物処理を見据えた地域間協調のあり方の検討、④ その他災害廃棄物処理システムや技術等に関する事項の検討についての検討等を行った。

ii) 災害廃棄物対策指針の改定

災害廃棄物対策指針は、地方公共団体における災害廃棄物対策の推進、特に地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的に、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、さらに発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を地方公共団体が実施する際に参考となる必要事項をとりまとめている。本指針は、平成 26 年に東日本大震災の教訓を元に過去の指針等を統合して策定し、平成 30 年 3 月に、熊本地震等の近年の災害の知見を元に改定を行った。

今回の改定のポイントは、① 近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応、② 近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実、③ ②を受けた平時の備えの充実の 3 つである。

災害廃棄物処理計画の策定及び災害時の対応の際に本指針を参考にしていただき、適切な災害廃棄物対策を進められたい。

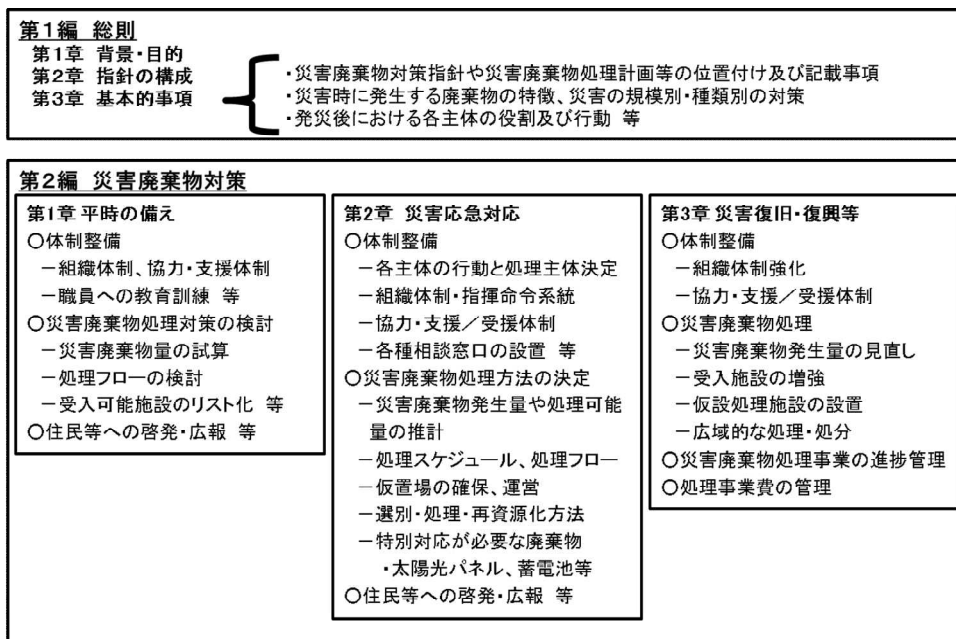


図 災害廃棄物対策指針の構成

< 参考資料 >

大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee.html>

大規模災害発生時を見据えた災害廃棄物対策の今後のあり方について

http://kouikishori.env.go.jp/action/investigative_commission/future_consideration/pdf/future_consideration_01.pdf

災害廃棄物対策に関して今後検討すべき事項とその進め方（平成30年3月）

http://kouikishori.env.go.jp/action/investigative_commission/future_consideration/future_consideration_h3003.html

災害廃棄物対策推進策検討会

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee2.html>

災害廃棄物対策指針

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/index.html>

5. 東日本大震災の災害廃棄物処理について

平成 23 年に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、様々な災害廃棄物が混ざり合い、その性状も量もこれまでの災害を遙かに超えた被害が広範囲に発生した。被災した 13 道県 239 市町村（福島県の避難区域を除く）において災害廃棄物が約 2,000 万トン、6 県 36 市町村において津波堆積物が約 1,100 万トン発生した。

被災県内での懸命な処理に加え、広域処理による多くの自治体や民間事業者の協力（1 都 1 府 16 県 92 件）により着実な処理が推進され、これらの処理は福島県の一部地域を除いて、目標として設定した平成 26 年 3 月末までに処理を完了した。東日本大震災における災害廃棄物等については積極的な再生利用が実施されており、災害廃棄物は約 82%、津波堆積物はほぼ全量が再生利用された。福島県についても、平成 29 年 8 月末までに概ね処理を完了した。

<参考資料>

災害廃棄物情報サイト

<http://kouikishori.env.go.jp/>